

議案第 3 1 号

高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、平成28年4月1日から、高知県市町村総合事務組合から仁淀川中央清掃事務組合を脱退させ、これに伴い高知県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 8 年 3 月 9 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

高知県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

高知県市町村総合事務組合規約（高知県指令 16 高市振第 1983 号）の一部を次のように改正する。

別表第1一部事務組合の項中「仁淀川中央清掃事務組合」を削る。

別表第2第3条第1号に関する事務の項中「仁淀川中央清掃事務組合、」を削る。

別表第3の1の項中「仁淀川中央清掃事務組合、」を削る。

附 則

この規約は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。